

○土地区画整理事業資金貸付金 關係様式

- | | | |
|----|-----------|-----------------------|
| 1 | 様式第4-1号-1 | 地方公共団体資金貸付金貸付申請書 |
| 2 | 様式第4-1号-2 | 地方公共団体資金貸付金貸付申請書 |
| 3 | 様式第4-2号-1 | 地方公共団体資金貸付金貸付計画書 |
| 4 | 様式第4-2号-2 | 地方公共団体資金貸付金貸付計画書 |
| 5 | 様式第4-3号 | 地方公共団体資金貸付金償還計画書 |
| 6 | 様式第4-4号-1 | 地方公共団体資金貸付金事業計画書 |
| 7 | 様式第4-4号-2 | 地方公共団体資金貸付金事業計画書 |
| 8 | 様式第4-5号-1 | 地方公共団体資金貸付金資金計画書 |
| 9 | 様式第4-5号-2 | 地方公共団体資金貸付金資金計画書 |
| 10 | 様式第4-6号 | 地方公共団体資金貸付金事業変更計画書 |
| 11 | 様式第4-7号 | 地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書 |
| 12 | 様式第4-8号 | 地方公共団体資金貸付金支払請求書 |
| 13 | 様式第4-9号-1 | 地方公共団体資金貸付金借用証書 |
| 14 | 様式第4-9号-2 | 地方公共団体資金貸付金借用証書 |
| 15 | 様式第4-10号 | 組合等資金貸付金貸付申請書 |
| 16 | 様式第4-11号 | 組合等資金貸付金償還計画書 |
| 17 | 様式第4-12号 | 組合等資金貸付金事業計画書 |
| 18 | 様式第4-13号 | 組合等資金貸付金資金計画書 |
| 19 | 様式第4-14号 | 組合等資金貸付金借用証書 |
| 20 | 様式第4-15号 | 地方公共団体資金貸付金繰上償還請求書 |
| 21 | 様式第4-16号 | 地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書 |
| 22 | 様式第4-17号 | 地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書 |
| 23 | 様式第4-18号 | 地方公共団体資金貸付金実績報告書 |
| 24 | 様式第4-19号 | 地方公共団体資金貸付金精算調書 |
| 25 | 様式第4-20号 | 地方公共団体資金貸付金受入調書 |
| 26 | 様式第4-21号 | 地方公共団体資金貸付金事業実績報告書 |
| 27 | 様式第4-22号 | 地方公共団体資金貸付金施行者別事業資金調書 |
| 28 | 様式第4-23号 | 組合等資金貸付金実績報告書 |
| 29 | 様式第4-24号 | 組合等資金貸付金施行者別事業資金調書 |

○保留地取得資金貸付金 関係様式

- 1 様式第4-25号 地方公共団体保留地取得資金貸付金貸付申請書
- 2 様式第4-26号 地方公共団体保留地取得資金貸付金貸付計画書
- 3 様式第4-27号 法人保留地取得資金貸付金貸付申請書
- 4 様式第4-28号 法人保留地取得資金貸付金保留地取得計画書
- 5 様式第4-29号 法人保留地取得資金貸付金業務等調書
- 6 様式第4-30号 法人保留地取得資金貸付金償還計画書
- 7 様式第4-31号 法人保留地取得資金貸付金管理处分方針
- 8 様式第4-32号 地方公共団体保留地取得資金貸付金貸付決定通知書
- 9 様式第4-33号 地方公共団体保留地取得資金貸付金支払請求書
- 10 様式第4-34号 地方公共団体保留地取得資金貸付金借用証書
- 11 様式第4-35号 法人保留地取得資金貸付金借用証書
- 12 様式第4-36号 地方公共団体保留地取得資金貸付金繰上償還請求書
- 13 様式第4-37号 地方公共団体保留地取得資金貸付金繰上償還申込書
- 14 様式第4-38号 地方公共団体保留地取得資金貸付金繰上償還通知書
- 15 様式第4-39号 地方公共団体保留地取得資金貸付金実績報告書
- 16 様式第4-40号 地方公共団体保留地取得資金貸付金精算調書
- 17 様式第4-41号 地方公共団体保留地取得資金貸付金受入調書
- 18 様式第4-42号 法人保留地取得資金貸付金実績報告書
- 19 様式第4-43号 法人保留地取得資金貸付金保留地管理处分計画承認申請書
- 20 様式第4-44号 法人保留地取得資金貸付金業務状況報告書

番 号
年 月 日

国土交通省都市局長 殿

申請者 地方公共団体の長

地方公共団体資金貸付金貸付申請書

都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第4項（第1号、第2号、第3号又は第4号）による組合等に対する貸付事業に要する資金 金 円を別紙記載の条件により借用したく、関係書類を添えて申請します。

(別紙)

第1条 借入金は、令和 年 月 日まで据え置き、以後下記のとおり分割して、各償還期日までに支払います。

割 賦 金 額	償 還 期 日
金 円	令和 年 月 日

第2条 組合等に対する貸付事業に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、国の指定する日までに借入金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条 借入金の償還に当たっては、国の指定する方法で行います。

第4条 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日又は第2条により国が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 組合等が特別の事由により繰上償還の申込みをした場合には、第1条にかかわらず、国に対して地方公共団体資金貸付金を繰上償還します。

第6条 国において、次の各号の一に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

- 一 借入金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は令和 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。
- 二 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。
- 三 第7条又は第8条第3項に定める国の指示に従わないとき。
- 四 第9条の定め反したとき。

2 国が前項第1号、第3号又は第4号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

3 組合等が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は貸付けの条件に違

反したため、組合等から加算金を徴収した場合においては、その徴収した日の属する月の翌月の末日までに、国からの貸付金に係る部分を国に納付します。

第7条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに国に報告し、その指示に従います。

- 一 貸付事業（以下「事業」という。）を中止し、又は廃止しようとする場合
- 二 事業の遂行が困難となった場合
- 三 貸付計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

第8条 地方公共団体資金貸付金実績報告書を翌年度の4月30日までに国に提出します。

2 組合等資金貸付金の償還が完了するまでの間、組合等資金貸付金を貸付けた組合等の組合等資金貸付金実績報告書の写しを毎年度の6月30日までに国に提出します。

3 国において事業の実績が借用の目的に適合していないと認めて必要な指示をしたときは、その指示に従います。

第9条 国において、債権の保全上必要があると認めて、事業に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求したときは、これに応じ、又は従います。

第10条 組合等に対する貸付契約において、国の債権の管理等に関する法律第36条第1号から第9号までに掲げられた事項に準ずる定めをします。

年 月 日

国土交通省都市局長 殿

地方公共団体の長

地方公共団体資金貸付金貸付申請書

都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第5項による土地区画整理事業に要する資金 金 円を別紙記載の条件により借用したく、関係書類を添えて申請します。なお、同法及びこれに基づく法令の規定並びに別紙記載の条件を守り、償還期日までに必ず償還することを約束します。

(別紙)

第1条 借入金は、令和 年 月 日まで据え置き、以後下記のとおり分割して、各償還期日までに支払います。

割 賦 金 額	償 還 期 日
金 円	令和 年 月 日

第2条 土地区画整理事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、国の指定する日までに借入金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条 借入金の償還に当たっては、国の指定する方法で行います。

第4条 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日又は第2条により国が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 特別の事由により繰上償還の必要が生じた場合には、第1条にかかわらず、国に対して地方公共団体資金貸付金を繰上償還します。

第6条 国において、次の各号の一に該当すると認めて、借入金の全部又は一部について、その償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

- 一 借入金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は令和 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。

二 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。

三 第7条、第8条第2項の定めに反したとき。

2 国が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借入の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第7条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに国に報告し、その指示に従います。

一 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

二 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

三 事業計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

第8条 毎年度末の地方公共団体資金貸付金実績報告書を翌年度の4月30日までに国に提出します。ただし、事業が完了した場合には、その日から30日以内に地方公共団体資金貸付金実績報告書を国に提出します。

2 国において、事業の進捗が不十分であると認め、又は事業の実績が借入の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

地方公共団体資金貸付金貸付計画書

地方公共団体名

(単位：千円)

継続 新規 の別	施行者名	設立等認 可年月日	施行面積				令和	令和	令和	令和	令和	計	貸付 限度額	備考	
				年度まで	年度	年度	年度	年度以降							
継 続 分	〇〇地区画 整理組合 施行者 は〇〇区 区画 整理 会社		㎡	事業費											
				貸付 (予定)額	貸付者	都道府県等 市町村計									
	〇〇地区画 整理組合 施行者 は〇〇区 区画 整理 会社			事業費											
				貸付 (予定)額	貸付者	都道府県等 市町村計									
	〇〇地区画 整理組合 施行者 は〇〇区 区画 整理 会社			事業費											
				貸付 (予定)額	貸付者	都道府県等 市町村計									
	新 規 分	〇〇地区画 整理組合 施行者 は〇〇区 区画 整理 会社			事業費										
					貸付 (予定)額	貸付者	都道府県等 市町村計								
		〇〇地区画 整理組合 施行者 は〇〇区 区画 整理 会社			事業費										
貸付 (予定)額					貸付者	都道府県等 市町村計									
〇〇地区画 整理組合 施行者 は〇〇区 区画 整理 会社				事業費											
				貸付 (予定)額	貸付者	都道府県等 市町村計									
合計				事業費											
				貸付 (予定)額	貸付者	都道府県等 市町村計									
国からの借入 希望額															

(注) 1. 一の地区に対して複数の地方公共団体が組合等資金貸付金を貸付け（予定を含む）ている場合には、「貸付額（予定額）」の欄の区分にした
がって記入（「都道府県等」欄に都道府県又は指定都市の貸付分、「市町村」の欄に市町村（指定都市を除く。）の貸付分を記入）し、備考欄
に地方公共団体名（本申請に係る地方公共団体を除く。）を記入すること。
2. 「国からの借入希望額」欄には、一の地区に対して複数の地方公共団体が貸付け（予定を含む）ている場合であっても、本申請に係る地方公
共団体分のみを記入すること。

地方公共団体資金貸付金貸付計画書

地方公共団体名

(単位：千円)

区分	施行者名	設立等認可年月日	施行面積		令和 年度まで	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度以降	計	貸付 限度額	備考
継続分	都道府県、市町村		㎡	事業費								
				貸入(予定)額								
	都道府県、市町村				事業費							
					貸入(予定)額							
	都道府県、市町村					事業費						
						貸入(予定)額						
新規分	都道府県、市町村				事業費							
					借入(予定)額							
	都道府県、市町村					事業費						
						借入(予定)額						
	都道府県、市町村					事業費						
						借入(予定)額						
合計					事業費							
					借入(予定)額							
国からの借入希望額												

- (注) 1. 一の地区に対して複数の地方公共団体が組合等資金貸付金を貸付け(予定を含む)している場合には、「貸付額(予定額)」の欄の区分にしたがって記入(「都道府県等」欄に都道府県又は指定都市の貸付分、「市町村」の欄に市町村(指定都市を除く。)の貸付分を記入)し、備考欄に地方公共団体名(本申請に係る地方公共団体を除く。)を記入すること。
2. 「国からの借入希望額」欄には、一の地区に対して複数の地方公共団体が貸付け(予定を含む)している場合であっても、本申請に係る地方公共団体分のみを記入すること。

施行者名		設立等認可年月日			令和年月日			施行期間	令和年～年	
事業内容		全体計画			前年度まで	今年度			次年度以降	備考
		数量	単価	金額	金額	数量	単価	金額	金額	
工 事 費	調査設計費 (m ²)									
	道路築造費 (m ²)									
	水路築造費 (m ²)									
	公園築造費 (m ²)									
	移転移設費 (戸件)									
	整地費 (m ²)									
	損失補償費 (件)									
	法第2条 第2項該 当事業費									
	工事雑費									
	小計									
事務費										
工事費事務費計										
貸付対象事業費										
借入金利子										
総事業費										
施行面積 m ² ; 換算面積 m ²		貸付限度額算定根拠						整理後の土地利用%	整理後の公共利用率	
D I D 内・隣接・外								住宅 %	道路 %	
市街地再開発事業区 m ²								商業 %	公園 %	
高度利用推進区 m ²								工業 %	広場 %	
景観計画区域 m ²								公共 %	緑地 %	
誘導施設整備区 m ²								その他 %	その他 %	
新たに造成される住宅市街地率 %								合計 %	合計 %	
地区の容積率 %										

(注) 1. 事業計画内容については、二重線枠内に貸付当該年度分を記入すること。
 2. 法(この様式においては「区画法」をいう。)第2条第2項欄は、上水道、下水道等工種に応じて欄を設けて記入すること。
 3. 施行地区内に都市計画において定められている都市施設の名称、幅員、延長、規模等を備考欄に記入すること。
 4. 「換算面積」とは、要領第4条の2第1項第2号及び同条第3項第2号に規定する「施行地区の面積をヘクタールで表した場合のその数値に当該施行地区に係る都市計画において定められた又は定められることが確実な容積率を乗じて得た数値」をいう。
 5. 「D I D」欄には、最近年の国勢調査の結果による人口集中地区(D I D)の内、隣接、外の別について、該当するものを○で囲むこと。
 6. 「景観計画区域」とは、景観法第8条第1項に規定する「景観計画」において同条第2項の規定により定める区域をいう。
 7. 地区内に複数の容積率の区域が存在する場合は、「地区の容積率」の欄には、各容積率の加重平均により、地区平均を算出して記入すること。

施行者名		事業計画(変更)認可年月日			令和年月日			施行期間	令和年～年			
事業内容		全体計画			前年度まで	今年度			次年度以降	備考		
		数量	単価	金額	金額	数量	単価	金額	金額			
工 事 費	調査設計費 (㎡)											
	道路築造費 (㎡)											
	水路築造費 (㎡)											
	公園築造費 (㎡)											
	移転移設費 (戸件)											
	整地費 (㎡)											
	損失補償費 (件)											
	法第2条 第2項該 当事業費											
	工事雑費											
	小計											
事務費												
工事費事務費計												
貸付対象事業費												
借入金利子												
総事業費												
施行面積 ㎡ ; 換算面積 ㎡		貸付限度額算定根拠							整理後の土地利用%		整理後の公共利用率	
D I D 内・隣接・外									住宅 %		道路 %	
市街地再開発事業区 ㎡									商業 %		公園 %	
高度利用推進区 ㎡									工業 %		広場 %	
誘導施設整備区 ㎡									公共 %		緑地 %	
景観計画区域 ㎡									その他 %		その他 %	
新たに造成される住宅市街地率 %									合計 %		合計 %	
地区の容積率 %												

(注) 1. 事業計画内容については、二重線枠内に貸付当該年度分を記入すること。
 2. 法(この様式においては「区画法」をいう。)第2条第2項欄は、上水道、下水道等工種に応じて欄を設けて記入すること。
 3. 施行地区内に都市計画において定められている都市施設の名称、幅員、延長、規模等を備考欄に記入すること。
 4. 「換算面積」とは、要領第4条の2第1項第2号及び同条第3項第2号に規定する「施行地区の面積をヘクタールで表した場合のその数値に当該施行地区に係る都市計画において定められた又は定められることが確実な容積率を乗じて得た数値」をいう。
 5. 「D I D」欄には、最近年の国勢調査の結果による人口集中地区(D I D)の内、隣接、外の別について、該当するものを○で囲むこと。
 6. 「景観計画区域」とは、景観法第8条第1項に規定する「景観計画」において同条第2項の規定により定める区域をいう。
 7. 地区内に複数の容積率の区域が存在する場合は、「地区の容積率」の欄には、各容積率の加重平均により、地区平均を算出して記入すること。

(単位：千円)

施 行 者 名		〇〇土地区画整理組合、個人施行者または〇〇区画整理会社							
			前年度まで	今年度	次年度以降	合 計	備 考		
収	保 留 地 処 分 金								
	補 助 ・ 助 成 金 そ の 他								
入	借入金	都市開発資金の貸付けに関する法律 による借入金(注)	貸付者	都道府県等 市 町 村 合 計					
		そ の 他 の 借 入 金							
	合 計								
支 出	工 事 費 事 務 費 計								
	借入金償還	都市開発資金の貸付けに関する法律 による借入金(注)	貸付者	都道府県等 市 町 村 合 計					
		そ の 他 の 借 入 金							
	利 子 分								
	そ の 他								
合 計									

(注) 一の地区に対して複数の地方公共団体が組合等資金貸付金を貸付け(予定を含む)している場合には、「貸付者」の欄の区分にしたがって記入(「都道府県等」欄都道府県又は指定都市の貸付分、「市町村」の欄に市町村(指定都市を除く。)の貸付分を記入)し、備考欄に地方公共団体名(本申請に係る地方公共団体を除く。)を記入すること。

その他の借入金内訳

借入先	借入金額	借入期間	利率	備考
〇〇銀行 〇〇農協等		年月 ~年月	%	
合 計				

保留地処分計画

年月	面積	単価	金額	備考
	m ²	円		
合 計				

施 行 者 名		地方公共団体名			(単位：千円)		
		前年度まで	今年度	次年度以降	合 計	備 考	
取 入	保 留 地 処 分 金						
	補 助 ・ 助 成 金 そ の 他						
	借 入 金	都市開発資金の貸付けに関する法律 による借入金					
		そ の 他 の 借 入 金					
	合 計						
支 出	工 事 費 事 務 費 計						
	借 入 金 償 還	都市開発資金の貸付けに関する法律 による借入金					
		そ の 他 の 借 入 金					
		利 子 分					
	そ の 他						
	合 計						

その他の借入金内訳

借 入 先	借 入 金 額	借入期間	利率	備 考
〇〇銀行 〇〇農協 等		年月 ~年月	%	
合 計				

保留地処分計画

年 月	面 積	単 価	金 額	備 考
	m ²	円		
合 計				

地方公共団体資金貸付金事業変更計画書

施 行 者 名	
<ul style="list-style-type: none">・ 要領第 4 条第 2 項に規定する土地区画整理事業について、事業計画の変更内容を記載	

※変更前及び変更後の計画が確認できる書類を添付すること。

様式第4-7号

番 号
年 月 日

地方公共団体の長 殿

国土交通省都市局長
(公印省略)

地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で貸付申請のあった標記貸付金については、下記のとおり貸付けることにしたので、通知する。

記

- 1 貸付金額
- 2 償還期日その他の貸付条件は、令和 年 月 日付け 第 号の貸付申請書記載のとおりとする。

番 号
年 月 日

支出官国土交通大臣官房会計課長 殿

住所
地方公共団体の長

地方公共団体資金貸付金支払請求書

本（都道府県、市町村）は、令和 年 月 日付け国都総第 号をもって貸付決定通知を受けました標記貸付金につきましては、下記のとおり支払い請求します。

記

支払請求金額	金	円也
内訳 (1) 貸付決定を受けた金額		円
(2) 既に交付を受けた金額		円
(3) 今回貸付を受けるまでに支出される金額		円
(4) 次回貸付を受けるまでに支出が見込まれる金額		円
差引 (3) + (4) - (2)		円

(注) 資金振込先を下欄に記入すること。

〇〇銀行〇〇支店 口座番号
口座名義

地方公共団体資金貸付金借用証書

金 円也

上記金額は、都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第4項（第1号、2号、3号又は4号）による組合等に対する貸付事業に要する資金として確かに借用しました。

つきましては、同法及びこれに基づく命令の規定並びに下記事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

記

第1条 借用金は、令和 年 月 日まで据え置き、以後下記のとおり分割して、各償還期日までに支払います。

割 賦 金 額	償 還 期 日
金 円	令和 年 月 日

第2条 組合等に対する貸付事業に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、国の指定日までに借用金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条 借用金の償還にあたっては、国の指定する方法で行います。

第4条 借用金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日又は第2条により国が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 組合等が特別の事由により繰上償還の申込みをした場合には、第1条にかかわらず、国に対して地方公共団体資金貸付金を繰上償還します。

第6条 国において、次の各号の一に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

- 一 借用金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は令和 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。
- 二 借用金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。
- 三 第7条又は第8条第3項に定める国の指示に従わないとき。
- 四 第9条の定め反したとき。

2 国が前項第1号、第3号又は第4号に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払いま

す。

- 3 土地区画整理組合等が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は貸付けの条件に違反したため、土地区画整理組合等から加算金を徴収した場合には、その徴収した日の属する月の翌月の末日までに、国からの貸付金に係る部分を国に納付します。

第7条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに国に報告し、その指示に従います。

- 一 貸付事業（以下「事業」という。）を中止し、又は廃止しようとする場合

- 二 事業の遂行が困難となった場合

- 三 貸付計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

第8条 地方公共団体資金貸付金実績報告書を翌年度の4月30日までに国に提出します。

- 2 組合等資金貸付金の償還が完了するまでの間、組合等資金貸付金を貸付けた組合等の組合等資金貸付金実績報告書の写しを毎年度の6月30日までに国に提出します。

- 3 国において事業の実績が借用の目的に適合していないと認めて必要な指示をしたときは、その指示に従います。

第9条 国において、債権の保全上必要があると認めて、事業に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求したときは、これに応じ、従います。

第10条 組合等に対する貸付契約において、国の債権の管理等に関する法律第36条1号から第9号までに掲げられた事項に準ずる定めをします。

令和 年 月 日

地方公共団体の長

地方公共団体資金貸付金借用証書

金 円也

上記金額は、都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第5項による土地区画整理事業に要する資金として確かに借用しました。

つきましては、同法及びこれに基づく命令の規定並びに下記事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

記

第1条 借入金は、令和 年 月 日まで据え置き、以後下記のとおり分割して、各償還期日までに支払います。

割 賦 金 額	償 還 期 日
金 円	令和 年 月 日

第2条 土地区画整理事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、国の指定する日までに借入金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条 借入金の償還に当たっては、国の指定する方法で行います。

第4条 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日又は第2条により国が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 特別の事由により繰上償還の必要が生じた場合には、第1条の規定にかかわらず、国に対して地方公共団体資金貸付金を繰上償還します。

第6条 国において、次の各号の一に該当すると認めて、借入金の全部又は一部について、その償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

一 借入金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は令和 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。

二 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。

三 第7条、第8条第2項の定め反したとき。

2 国が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第7条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに国に報告し、その指示に従い

ます。

一 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

二 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

三 事業計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

第8条 毎年度末の地方公共団体資金貸付金実績報告書を翌年度の4月30日までに国に提出します。ただし、事業が完了した場合には、その日から30日以内に地方公共団体資金貸付金実績報告書を国に提出します。

2 国において、事業の進捗が不十分であると認め、又は事業の実績が借用の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

令和 年 月 日

国土交通省都市局長 殿

地方公共団体の長

年 月 日

地方公共団体の長 殿

申請者 ○○組合

代表者氏名

組合等資金貸付金貸付申請書

都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第4項（第1号、第2号、第3号又は第4号）による土地区画整理事業に要する資金 金 円を別紙記載の条件により借用したく、関係書類を添えて申請します。

(別紙)

第1条 借入金は、令和 年 月 日まで据え置き、以後下記のとおり分割して、各償還期日までに支払います。

割 賦 金 額	償 還 期 日
金 円	令和 年 月 日

第2条 土地区画整理事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、貴（都道府県、市町村）の指定する日までに借入金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条 借入金の償還に当たっては、貴（都道府県、市町村）の指定する方法で行います。

第4条 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日又は第2条により貴（都道府県、市町村）が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 特別の事由により繰上償還の必要が生じた場合には、第1条にかかわらず、貴（都道府県、市町村）に対して組合等資金貸付金を繰上償還します。

第6条 貴（都道府県、市町村）において、次の各号の一に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

一 借入金を借入の目的以外の目的に使用したとき又は令和 年 月 日までに借入の目的に使用しないとき。

二 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。

三 第8条、第9条、第10条又は第11条第2項の定めに反したとき。

2 貴（都道府県、市町村）が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借入の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第7条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに貴（都道府県、市町村）に報告し、その指示に従います。

一 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

二 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

三 事業計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

第8条 毎年度末の組合等資金貸付金実績報告書を翌年度の6月20日までに貴（都道府県、市町村）に提出します。ただし、事業が完了した場合には、その日から30日以内に組合等資金貸付金実績報告書を貴（都道府県、市町村）に提出します。

2 貴（都道府県、市町村）において、事業の進捗が不十分であると認め、又は事業の実績が借入の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

注) 債権保全の方法により、次のいずれかの欄の規定を用いること。

連帯保証人を立てる場合	担保を設定する場合
<p>第9条 保証人は債務者と連帯して一切の債務を保証します。</p> <p>第10条 債務者又は保証人は、貴（都道府県、市町村）が担保物件の提供を要求したときは、ただちにこれに応じます。</p> <p>2 債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴（都道府県、市町村）の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。</p> <p>第11条 保証人が死亡等により不在となり、若しくは支払い能力の減少等により不適当となった場合又は保証人を変更しようとする場合、速やかに貴（都</p>	<p>第9条 債務者は、貴（都道府県、市町村）に担保物件を提供します。</p> <p>2 債務者は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴（都道府県、市町村）の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。</p> <p>第10条 貴（都道府県、市町村）において、債務者の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の設定、増担保の提供その他の担保の変更を請求</p>

道府県、市町村)に保証人変更申請書を提出します。

2 貴(都道府県、市町村)において、保証人が不適當となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。

第12条 本申請書に記載された債務を履行しない場合において、第10条第1項の担保物件に係る貴(都道府県、市町村)の有する権利が存するときは、ただちに実行されても異議ありません。

したときは、これに応じます。

第11条 本申請書に記載された債務を履行しない場合において、第9条第1項の担保物件に係る貴(都道府県、市町村)の有する権利がただちに実行されても異議ありません。

施行者名		設立等認可年月日			令和年月日			施行期間	令和年～年		
事業内容		全体計画			前年度まで	今年度			次年度以降	備考	
		数量	単価	金額	金額	数量	単価	金額	金額		
工 事 費	調査設計費 (m ²)										
	道路築造費 (m ²)										
	水路築造費 (m ²)										
	公園築造費 (m ²)										
	移転移設費 (戸件)										
	整地費 (m ²)										
	損失補償費 (件)										
	法第2条 第2項該 当事業費										
	工事雑費										
	小計										
事務費											
工事費事務費計											
貸付対象事業費											
借入金利子											
総事業費											
施行面積 m ² ; 換算面積 m ²		貸付限度額算定根拠						整理後の土地利用%		整理後の公共利用率	
D I D 内・隣接・外								住宅 %		道路 %	
市街地再開発事業区 m ²								商業 %		公園 %	
高度利用推進区 m ²								工業 %		広場 %	
誘導施設整備区 m ²								公共 %		緑地 %	
景観計画区域 m ²								その他 %		その他 %	
新たに造成される住宅市街地率 %								合計 %		合計 %	
地区の容積率 %											

(注) 1. 事業計画内容については、二重線枠内に貸付当該年度分を記入すること。
 2. 法(この様式においては「区画法」をいう。)第2条第2項欄は、上水道、下水道等工種に応じて欄を設けて記入すること。
 3. 施行地区内に都市計画において定められている都市施設の名称、幅員、延長、規模等を備考欄に記入すること。
 4. 「換算面積」とは、要領第4条の2第1項第2号及び同条第3項第2号に規定する「施行地区の面積をヘクタールで表した場合のその数値に当該施行地区に係る都市計画において定められた又は定められることが確実な容積率を乗じて得た数値」をいう。
 5. 「D I D」欄には、最近年の国勢調査の結果による人口集中地区(D I D)の内、隣接、外の別について、該当するものを○で囲むこと。
 6. 「景観計画区域」とは、景観法第8条第1項に規定する「景観計画」において同条第2項の規定により定める区域をいう。
 7. 地区内に複数の容積率の区域が存在する場合は、「地区の容積率」の欄には、各容積率の加重平均により、地区平均を算出して記入すること。

(単位：千円)

施 行 者 名		〇〇土地区画整理組合、個人施行者または〇〇区画整理会社								
			前年度まで	今年度	次年度以降	合 計	備 考			
取 入	保 留 地 処 分 金									
	補 助 ・ 助 成 金 そ の 他									
	借 入 金	都市開発資金の貸付けに関する法律 による借入金(注)	貸 付 者	都道府県等 市 町 村 合 計						
		そ の 他 の 借 入 金								
	合 計									
支 出	工 事 費 事 務 費 計									
	借 入 金 償 還	都市開発資金の貸付けに関する法律 による借入金(注)	貸 付 者	都道府県等 市 町 村 合 計						
		そ の 他 の 借 入 金								
	利 子 分									
	そ の 他									
合 計										

(注) 一の地区に対して複数の地方公共団体が組合等資金貸付金を貸付け(予定を含む)している場合には、「貸付者」の欄の区分にしたがって記入(「都道府県等」欄都道府県又は指定都市の貸付分、「市町村」の欄に市町村(指定都市を除く。)の貸付分を記入)し、備考欄に地方公共団体名(本申請に係る地方公共団体を除く。)を記入すること。

その他の借入金内訳

借 入 先	借 入 金 額	借入期間	利率	備 考
〇〇銀行 〇〇農協 等		年月 ~年月	%	
合 計				

保留地処分計画

年 月	面 積	単 価	金 額	備 考
	m ²	円		
合 計				

組合等資金貸付金借用証書

金 円也

上記金額は、都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第4項（第1号、第2号、第3号又は第4号）による土地区画整理事業に要する資金として確かに借用しました。

つきましては、同法及びこれに基づく命令の規定並びに下記事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

記

第1条 借入金は、令和 年 月 日まで据え置き、以後下記のとおり分割して、各償還期日までに支払います。

割 賦 金 額	償 還 期 日
金 円	令和 年 月 日

第2条 土地区画整理事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、貴（都道府県、市町村）の指定する日までに借入金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条 借入金の償還に当たっては、貴（都道府県、市町村）の指定する方法で行います。

第4条 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日又は第2条により貴（都道府県、市町村）が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 特別の事由により繰上償還の必要が生じた場合には、第1条の規定にかかわらず、貴（都道府県、市町村）に対して組合等資金貸付金を繰上償還します。

第6条 貴（都道府県、市町村）において、次の各号の一に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

- 一 借入金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は令和 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。
- 二 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。
- 三 第8条、第9条、第10条又は第11条第2項の定め反したとき。

2 貴（都道府県、市町村）が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った

場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第7条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに貴（都道府県、市町村）に報告し、その指示に従います。

- 一 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- 二 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合
- 三 事業計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

第8条 毎年度末の組合等資金貸付金実績報告書を翌年度の6月20日までに貴（都道府県、市町村）に提出します。ただし、事業が完了した場合には、その日から30日以内に組合等資金貸付金実績報告書を貴（都道府県、市町村）に提出します。

- 2 貴（都道府県、市町村）において、事業の進捗が不十分であると認め、又は事業の実績が借用の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

注) 債権保全の方法により、次のいずれかの欄の規定を用いること。

連帯保証人を立てる場合	担保を設定する場合
<p>第9条 保証人は債務者と連帯して一切の債務を保証します。</p> <p>第10条 債務者又は保証人は、貴（都道府県、市町村）が担保物件の提供を要求したときは、ただちにこれに応じます。</p> <p>2 債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴（都道府県、市町村）の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。</p> <p>第11条 保証人が死亡等により不在となり、若しくは支払い能力の減少等により不相当となった場合又は保証人を変更しようとする場合、速やかに貴（都道府県、市町村）に保証人変更申請書を提出します。</p> <p>2 貴（都道府県、市町村）において、保証人が不相当となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。</p>	<p>第9条 債務者は、貴（都道府県、市町村）に担保物件を提供します。</p> <p>2 債務者は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴（都道府県、市町村）の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。</p> <p>第10条 貴（都道府県、市町村）において、債務者の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の設定、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。</p>

第12条 本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第10条第1項の担保物件に係る貴（都道府県、市町村）の有する権利が存するときは、ただちに実行されても異議ありません。

第11条 本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第9条第1項の担保物件に係る貴（都道府県、市町村）の有する権利がただちに実行されても異議ありません。

令和 年 月 日

所在地
債務者
住所
保証人

番 号
年 月 日

地方公共団体の長 殿

国土交通省都市局長
(公印省略)

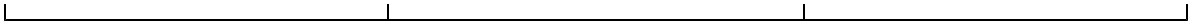
地方公共団体資金貸付金繰上償還請求書

令和 年 月 日付け国都総第 号をもって貸付決定通知を受けた標記の貸付金については、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第4条の8第1項第2号の規定により下記のとおり償還されたい。

記

- 繰上償還すべき額 金 円
都市開発資金の貸付に関する法律施行令第29条第2項の規定により国に納付しなければならない額 金 円
- 繰上償還の期日 令和 年 月 日
- 繰上償還される貸付金に係る貸付対象地区名及び貸付対象施行者名
〇〇地区 〇〇土地区画整理組合
- 繰上償還後の貸付金の未償還残高 金 円
- 改定償還計画

償還期日	償還金額	償還後未償還残高
令和 年 月 日	金 円	金 円
令和 年 月 日	金 円	金 円
令和 年 月 日	金 円	金 円
合 計	金 円	金 円



番 号
年 月 日

国土交通省都市局長 殿

地方公共団体の長

地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書

本（都道府県、市町村）は、令和 年 月 日付け国都総第 号をもって貸付決定通知を受けた標記の貸付金について、下記のとおり繰上償還したいので、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第4条の8第2項の規定により申し込みます。

記

- 繰上償還の事由
- 繰上償還の額 金 円
- 繰上償還の期日 令和 年 月 日
- 繰上償還される貸付金に係る貸付対象地区名及び貸付対象施行者名
○○地区 ○○土地区画整理組合
- 繰上償還後の貸付金の未償還残高 金 円
- 改定償還計画

償還期日	償還金額	償還後未償還残高
令和 年 月 日	金 円	金 円
令和 年 月 日	金 円	金 円
令和 年 月 日	金 円	金 円
合 計	金 円	金 円

番 号
年 月 日

地方公共団体の長 殿

国土交通省都市局長
(公印省略)

地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書

令和 年 月 日付け国都総第 号をもって貸付決定通知を受けた標記の貸付金については、令和 年 月 日付け第 号による申込みのとおり繰上償還されたく、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第4条の8第3項の規定により下記のとおり通知する。

記

- 繰上償還すべき額 金 円
- 繰上償還の期日 令和 年 月 日
- 繰上償還される貸付金に係る貸付対象地区名及び貸付対象施行者名
○○地区 ○○土地区画整理組合
- 繰上償還後の貸付金の未償還残高 金 円
- 改定償還計画

償還期日	償還金額	償還後未償還残高
令和 年 月 日	金 円	金 円
令和 年 月 日	金 円	金 円
令和 年 月 日	金 円	金 円
合 計	金 円	金 円

番 号
年 月 日

国土交通省都市局長 殿

地方公共団体の長

令和 年度地方公共団体資金貸付金実績報告書

令和 年 月 日国都総第 号をもって貸付決定通知を受けた標記の事業実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 貸付事業名
組合等土地区画整理資金貸付金事業
- 2 国から地方公共団体への貸付金の決定額及びその精算額
貸付決定額 円
貸付金精算額 円
- 3 地方公共団体から組合への貸付金の決定額及びその精算額
貸付決定額 円
貸付金精算額 円
- 4 貸付事業の成果
別紙の添付書類のとおり

地方公共団体資金貸付金精算調書

施行者名	設立等 年月日	施行地区 面積	区 分	貸付決定 の内容	精算 の内容	貸付 年月日	摘 要
〇〇 土地区画 整理組合	令和 〇 年 〇 月 〇 日	m ²	全体事業費				
			貸付限度額				
			過年度貸付額				
			〇〇年度 事業費				
			貸付額				
◇◇□□	令和 △ 年 △ 月 △ 日	m ²	全体事業費				
			貸付限度額				
			過年度貸付額				
			××年度 事業費				
			貸付額				
合計							
国からの 借入額							

地方公共団体資金貸付金受入調書

区 分		第 回	第 回	合 計	備 考
貸付決定	貸付決定年月日	年 月 日	年 月 日	円	
	貸付決定番号				
	貸付決定額	円	円		
決定の変更	変更年月日	年 月 日	年 月 日	円	
	変更番号				
	変更貸付額	円	円		
決定の取消	取消年月日	年 月 日	年 月 日	円	
	取消番号				
	取消額	円	円		
貸付金受入	受入年月日	年 月 日	年 月 日	円	
	受入額	円	円		

(注) 「第 回」欄は、貸付決定の回数に応じ欄を増減すること。

施行者名		事業計画(変更)認可年月日			令和年月日			施行期間	令和年～年		
事業内容		全体計画			前年度まで	今年度			次年度以降	備考	
		数量	単価	金額	金額	数量	単価	金額	金額		
工 事 費	調査設計費 (m ²)										
	道路築造費 (m ²)										
	水路築造費 (m ²)										
	公園築造費 (m ²)										
	移転移設費 (戸件)										
	整地費 (m ²)										
	損失補償費 (件)										
	法第2条 第2項該 当事業費										
	工事雑費										
	小計										
事務費											
工事費事務費計											
貸付対象事業費											
借入金利子											
総事業費											
施行面積 m ² ; 換算面積 m ²		貸付限度額算定根拠						整理後の土地利用%		整理後の公共利用率	
D I D 内・隣接・外								住宅 %		道路 %	
市街地再開発事業区 m ²								商業 %		公園 %	
高度利用推進区 m ²								工業 %		広場 %	
誘導施設整備区 m ²								公共 %		緑地 %	
景観計画区域 m ²								その他 %		その他 %	
新たに造成される住宅市街地率 %								合計 %		合計 %	
地区の容積率 %											

(注) 1. 事業計画内容については、二重線枠内に貸付当該年度分を記入すること。
 2. 法(この様式においては「区画法」をいう。)第2条第2項欄は、上水道、下水道等工種に応じて欄を設けて記入すること。
 3. 施行地区内に都市計画において定められている都市施設の名称、幅員、延長、規模等を備考欄に記入すること。
 4. 「換算面積」とは、要領第4条の2第1項第2号及び同条第3項第2号に規定する「施行地区の面積をヘクタールで表した場合のその数値に当該施行地区に係る都市計画において定められた又は定められることが確実な容積率を乗じて得た数値」をいう。
 5. 「D I D」欄には、最近年の国勢調査の結果による人口集中地区(D I D)の内、隣接、外の別について、該当するものを○で囲むこと。
 6. 「景観計画区域」とは、景観法第8条第1項に規定する「景観計画」において同条第2項の規定により定める区域をいう。
 7. 地区内に複数の容積率の区域が存在する場合は、「地区の容積率」の欄には、各容積率の加重平均により、地区平均を算出して記入すること。

施 行 者 名		地方公共団体名		(単位：千円)		
		前年度まで	今年度	次年度以降	合 計	備 考
取 入	保 留 地 処 分 金					
	補 助 ・ 助 成 金 そ の 他					
	借 入 金	都市開発資金の貸付けに関する法律 による借入金				
		そ の 他 の 借 入 金				
	合 計					
支 出	工 事 費 事 務 費 計					
	借 入 金 償 還	都市開発資金の貸付けに関する法律 による借入金				
		そ の 他 の 借 入 金				
		利 子 分				
	そ の 他					
合 計						

(注) 一の地区に対して複数の地方公共団体が組合等資金貸付金を貸付け（予定を含む）ている場合には、「貸付者」の欄の区分にしたがって記入（「都道府県等」欄都道府県又は指定都市の貸付分、「市町村」の欄に市町村（指定都市を除く。）の貸付分を記入）し、備考欄に地方公共団体名（本申請に係る地方公共団体を除く。）を記入すること。

その他の借入金内訳

借 入 先	借 入 金 額	借入期間	利率	備 考
〇〇銀行 〇〇農協 等		年月 ～年月	%	
合 計				

保留地処分計画

年 月	面 積	単 価	金 額	備 考
	m ²	円		
合 計				

施行者名		設立等認可年月日			令和年月日			施行期間	令和年～年		
事業内容		全体計画			前年度まで	今年度			次年度以降	備考	
		数量	単価	金額	金額	数量	単価	金額	金額		
工 事 費	調査設計費 (m ²)										
	道路築造費 (m ²)										
	水路築造費 (m ²)										
	公園築造費 (m ²)										
	移転移設費 (戸件)										
	整地費 (m ²)										
	損失補償費 (件)										
	法第2条 第2項該 当事業費										
	工事雑費										
	小計										
事務費											
工事費事務費計											
貸付対象事業費											
借入金利子											
総事業費											
施行面積 m ² ; 換算面積 m ²		貸付限度額算定根拠						整理後の土地利用%		整理後の公共利用率	
D I D 内・隣接・外								住宅 %		道路 %	
市街地再開発事業区 m ²								商業 %		公園 %	
高度利用推進区 m ²								工業 %		広場 %	
誘導施設整備区 m ²								公共 %		緑地 %	
景観計画区域 m ²								その他 %		その他 %	
新たに造成される住宅市街地率 %								合計 %		合計 %	
地区の容積率 %											

(注) 1. 事業計画内容については、二重線枠内に貸付当該年度分を記入すること。
 2. 法(この様式においては「区画法」をいう。)第2条第2項欄は、上水道、下水道等工種に応じて欄を設けて記入すること。
 3. 施行地区内に都市計画において定められている都市施設の名称、幅員、延長、規模等を備考欄に記入すること。
 4. 「換算面積」とは、要領第4条の2第1項第2号及び同条第3項第2号に規定する「施行地区の面積をヘクタールで表した場合のその数値に当該施行地区に係る都市計画において定められた又は定められることが確実な容積率を乗じて得た数値」をいう。
 5. 「D I D」欄には、最近年の国勢調査の結果による人口集中地区(D I D)の内、隣接、外の別について、該当するものを○で囲むこと。
 6. 「景観計画区域」とは、景観法第8条第1項に規定する「景観計画」において同条第2項の規定により定める区域をいう。
 7. 地区内に複数の容積率の区域が存在する場合は、「地区の容積率」の欄には、各容積率の加重平均により、地区平均を算出して記入すること。

(単位：千円)

施 行 者 名		〇〇土地区画整理組合、個人施行者または〇〇区画整理会社								
			前年度まで	今年度	次年度以降	合 計	備 考			
取 入	保 留 地 処 分 金									
	補 助 ・ 助 成 金 そ の 他									
	借 入 金	都市開発資金の貸付けに関する法律 による借入金(注)	貸 付 者	都道府県等 市 町 村 合 計						
		そ の 他 の 借 入 金								
	合 計									
支 出	工 事 費 事 務 費 計									
	借 入 金 償 還	都市開発資金の貸付けに関する法律 による借入金(注)	貸 付 者	都道府県等 市 町 村 合 計						
		そ の 他 の 借 入 金								
	利 子 分									
	そ の 他									
合 計										

(注) 一の地区に対して複数の地方公共団体が組合等資金貸付金を貸付け(予定を含む)している場合には、「貸付者」の欄の区分にしたがって記入(「都道府県等」欄都道府県又は指定都市の貸付分、「市町村」の欄に市町村(指定都市を除く。)の貸付分を記入)し、備考欄に地方公共団体名(本申請に係る地方公共団体を除く。)を記入すること。

その他の借入金内訳

借 入 先	借 入 金 額	借入期間	利率	備 考
〇〇銀行 〇〇農協 等		年月 ~年月	%	
合 計				

保留地処分計画

年 月	面 積	単 価	金 額	備 考
	m ²	円		
合 計				

国土交通省都市局長 殿

申請者 地方公共団体の長

地方公共団体保留地取得資金貸付金貸付申請書

都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第4項第5号による保留地取得に要する資金 金 円を別紙記載の条件により借用したく、関係書類を添えて申請します。

(別紙)

第1条 借入金は、令和 年 月 日まで据え置き、以後下記のとおり分割して各償還期日までに支払います。

償 還 期 日	償 還 金 額
令和 年 月 日	金 円
令和 年 月 日	金 円
~~~~~	
合 計	金 円

第2条 法人等に対する貸付事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、国の指定する日までに借入金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条 借入金の償還に当たっては、国の指定する方法で行います。

第4条 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日又は第2条により国が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 法人等が次の各号の一に該当する場合において、法人等から該当することとなった日から30日以内にその旨報告させ、法人等保留地取得資金貸付金の全部又は一部を繰上償還させることとし、第1条にかかわらず、国に対して当該繰上償還額に相当する借入金を国の指定する日までに繰上償還します。

- 一 法人等が法人等保留地取得資金貸付金によって取得した保留地の全部又は一部を他の者に譲渡した場合
- 二 法人等が特別の事由により繰上償還の申込みをした場合

第6条 法人等に対する貸付金の償還が完了するまでの間、法人等が借入金によって取得した保留地の全部又は一部の賃貸又は譲渡をしようとするときは、あらかじめ、法人等保留地取得資金貸付金保留地管理処分計画承認申請書を提出させ、承認を

受けさせます。

- 2 前項のうち譲渡に係るものについて承認しようとするときは、あらかじめ国の承認を受けます。

第7条 国において、次の各号の一に該当すると認めて、借入金金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

- 一 借入金金を借入の目的以外の目的に使用したとき又は令和 年 月 日までに借入の目的に使用しないとき。
- 二 借入金金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。
- 三 第1条又は第6条から第13条までの定めを反したとき。

- 2 国が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借入の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

- 3 法人等が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は貸付けの条件に違反したため、法人等から加算金を徴収した場合には、その徴収した日の属する月の翌月の末日までに、国からの貸付金に係る部分を国に納付します。

第8条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに国に報告し、その指示に従います。

- 一 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- 二 事業の遂行が困難となった場合
- 三 貸付計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合
- 四 法人等が資本金等に係る出資者の出資額の変更を行う場合又は行った場合で、貸付けを受けた日からの変更額の総額が資本金等の総額の2割以上となる場合

第9条 地方公共団体保留地取得資金貸付金実績報告書を翌年度の4月30日までに国に提出します。

- 2 法人等の法人等保留地取得資金貸付金実績報告書の写しを翌年度の4月30日までに国に提出します。
- 3 国において事業の実績が借入の目的に適合していないと認めて必要な指示をしたときは、その指示に従います。

第10条 法人等に対する貸付金の償還が完了するまでの間、毎年度の6月20日までに法人等保留地取得資金貸付金業務状況報告書に当該法人等の前年度の決算書を添えたものを提出させ、その写しを6月30日までに国に提出します。

第11条 法人等に対する貸付金の償還が完了するまでの間、法人等の住所、名称、代表者、資本金若しくは定款その他重要な事項の変更又は保留地に関する重大な事故が生じた場合には、法人等から速やかにその旨報告させるとともに、速やかに国に報告します。

第12条 国において、債権の保全上必要があると認めて、事業に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は地方公共団体保留地取得資金貸付金の適正な運用を図るため必要な措置を講ずべきことを指示したときは、これに応じ、又は従います。

第13条 法人等に対する貸付契約において、国の債権の管理等に関する法律第36条第1号から第9号までに掲げられた事項に準ずる定めをします。

地方公共団体名

地方公共団体保留地取得資金貸付金貸付計画書

(単位：㎡、千円)

地区名	法人名		前年度まで	令和 年度	翌年度以降	計	備考
〇〇〇土地地区画整理事業		保留地取得面積					
		保留地取得総額					
		貸付限度額					
		貸付(予定)額					
		保留地取得面積					
		保留地取得総額					
		貸付限度額					
		貸付(予定)額					
		保留地取得面積					
		保留地取得総額					
		貸付限度額					
		貸付(予定)額					
		保留地取得面積					
		保留地取得総額					
		貸付限度額					
		貸付(予定)額					
合 計		保留地取得面積					
		保留地取得総額					
		貸付限度額					
		貸付(予定)額					
国からの借入(予定)額合計							

地方公共団体の長 殿

申請者 ○○株式会社  
代表者氏名

法人等保留地取得資金貸付金貸付申請書

都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第4項第5号による保留地取得に要する資金 金 円を別紙記載の条件により借用したく、関係書類を添えて申請します。

(別紙)

第1条 借入金は、令和 年 月 日まで据え置き、以後下記のとおり分割して各償還期日までに支払います。

償 還 期 日	償 還 金 額
令和 年 月 日	金 円
令和 年 月 日	金 円
~~~~~	
合 計	金 円

第2条 保留地取得（以下「取得」という。）に要する資金について当初の予定額を必要としなくなったときは、貴（都道府県、市町村）の指定する日までに借入金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条 借入金の償還に当たっては、貴（都道府県、市町村）の指定する方法で行います。

第4条 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日、第2条により貴（都道府県、市町村）が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 法人等の解散等特別の事由により繰上償還の必要が生じた場合には、当該事由の発生した日から30日以内に貴（都道府県、市町村）にその旨を報告し、第1条にかかわらず、貴（都道府県、市町村）に対して借入金を貴（都道府県、市町村）の指定する日までに繰上償還します。

第6条 借入金によって買い取った土地等について譲渡をした場合には、貴（都道府県、市町村）に対して当該土地等に係る借入金の未償還残高を当該譲渡した日から起算して30日以内に償還します。

2 前項の場合において、借入金に係る土地等の一部について譲渡をしたときは、借入金の総額に借入金によって買い取った土地等の面積に対する当該譲渡をした土地等の面積の割合を乗じて得た額に相当する額が、当該譲渡をした日までに償還した額と当該譲渡をした日から起算して30日以内に第1条により償還すべき

こととされていた償還金との合計額を越える場合に限り、当該越える額を償還します。

- 3 前項による償還を行う場合における貴（都道府県、市町村）に対する借入金の未償還残高の償還は、均等半年賦償還の方法によるものとし、その償還期間は、残存の償還期間（前項までの規定による償還が据置期間中に行われた場合には、残存の据置期間を据置期間として含む。）とします。

第7条 貴（都道府県、市町村）において、次の各号の一に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

- 一 借入金を借入の目的以外の目的に使用したとき又は令和 年 月 日までに借入の目的に使用しないとき。
- 二 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。
- 三 第8条から第18条までの定めに反したとき。

- 2 貴（都道府県、市町村）が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合には、借入の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第8条 借入金の貸付けを受けた日の属する年度内に取得を完了します。

第9条 借入金の償還が完了するまでの間、借入金によって買い取った保留地の全部又は一部の賃貸又は譲渡をしようとするときは、あらかじめ、貴（都道府県、市町村）に保留地管理処分計画書を提出し、承認を受けます。

第10条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに貴（都道府県、市町村）に報告し、その指示に従います。

- 一 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- 二 事業の遂行が困難となった場合
- 三 貸付計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合
- 四 資本金等に係る出資者の出資額の変更を行う場合又は行った場合で、貸付けを受けた日からの変更額の総額が資本金等の総額の2割以上となる場合

第11条 法人等保留地取得実績報告書を翌年度の4月20日までに貴（都道府県、市町村）に提出します。

- 2 貴（都道府県、市町村）において、取得の進捗が不十分であると認め、又は取得の実績が借入の目的若しくは取得計画の内容に適合しないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第12条 借入金の償還が完了するまでの間、毎年度6月20日までに、前年度における法人等の業務の状況について法人等保留地取得資金貸付金業務状況報告書に直近の決算時の法人等の決算書を添えたものを、貴（都道府県、市町村）に提出します。

第13条 借入金の償還が完了するまでの間、住所、名称、代表者、資本金若しくは定款その他重要な事項の変更又は保留地に関する重大な事故が生じた場合には、速やかに貴（都道府県、市町村）に報告します。

第14条 国又は貴（都道府県、市町村）において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、借入金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は借入金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、これに応じ、又は従います。

注) 債権保全の方法により、次のいずれかの欄の規定を用いること。

連帯保証人を立てる場合	担保を設定する場合
<p>第15条 保証人は債務者と連帯して一切の債務を保証します。</p> <p>第16条 債務者又は保証人は、貴（都道府県、市町村）が担保物件の提供を要求したときは、ただちにこれに応じます。</p> <p>2 債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴（都道府県、市町村）の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。</p> <p>第17条 保証人が死亡等により不在となり、若しくは支払い能力の減少等により不適當となった場合又は保証人を変更しようとする場合、速やかに貴（都道府県、市町村）に保証人変更申請書を提出します。</p> <p>2 貴（都道府県、市町村）において、保証人が不適當となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。</p> <p>第18条 本申請書に記載された債務を履行しない場合において、第16条第1項の担保物件に係る貴（都道府県、市町村）の有する権利が存するときは、ただちに実行されても異議ありません。</p>	<p>第15条 債務者は、貴（都道府県、市町村）に担保物件を提供します。</p> <p>2 債務者は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴（都道府県、市町村）の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。</p> <p>第16条 貴（都道府県、市町村）において、債務者の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の設定、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。</p> <p>第17条 本申請書に記載された債務を履行しない場合において、第15条第1項の担保物件に係る貴（都道府県、市町村）の有する権利がただちに実行されても異議ありません</p>

地方公共団体名

法人等保留地取得資金貸付金保留地取得計画書

(単位：㎡、千円)

地区名	法人名		前年度まで	令和 年度	翌年度以降	計	備考
〇〇〇土地地区画整理事業		保留地取得面積					
		保留地取得総額					
		貸付限度額					
		貸付(予定)額					
		保留地取得面積					
		保留地取得総額					
		貸付限度額					
		貸付(予定)額					
		保留地取得面積					
		保留地取得総額					
		貸付限度額					
		貸付(予定)額					
		保留地取得面積					
		保留地取得総額					
		貸付限度額					
		貸付(予定)額					
合 計		保留地取得面積					
		保留地取得総額					
		貸付限度額					
		貸付(予定)額					
国からの借入(予定)額合計							

(注) 備考欄に「新規・継続」の別を記入すること。

様式第4-29号

法人等保留地取得資金貸付金法人業務等調書

(年 月 日現在)

都道府県名		市町村名	
土地区画整理事業			
法人等名			
所在地			
代表者名			

設立年	年		
業務内容			
資本金	百万円		
出資者	出資額	出資比率	備考
施行者(組合の場合は組合員)の合計			
地方公共団体(公共団体 施行事業の場合は施行 者以外の地方公共団体)			
その他			
合計			

(注)法人等の登記簿の写し及び定款を添付すること。

法人等保留地取得資金貸付金償還計画書

地区名					法人名					
借入年月日	借入金額	据置期間	償還金額	償還期日						備考
				年 9月 20日	年 3月 20日	年 9月 20日	年 3月 20日	年 9月 20日	年 3月 20日	
	千円									
	千円									
	千円									
	千円									
計	千円									

(注) 割賦金額に1000円未満の端数を生じたときは、その端数は第1回目の償還期日の割賦金額に加えるものとする。

様式第4-31号

法人等保留地取得資金貸付金保留地管理処分方針

1. 取得保留地の内容

取得時期	令和 年 月 日			
面積(m ²)				
用途				
備考				

2. 取得保留地の賃貸等に関する内容

				合計
面積(m ²)				
賃貸等の相手方				
賃貸等の時期				
賃貸等の条件 (賃貸等価格) (その他条件)				
備考				

(注)

1. 賃貸価格等の設定根拠を備考欄に記入すること。必要に応じて別添資料を添付すること。
2. 位置図、区域図、取得対象部分を示す図面を添付すること。
3. 譲渡を予定する場合は、譲渡の方針について記入し、備考欄に譲渡予定である旨を明記すること。

様式第4-32号

番 号
年 月 日

地方公共団体の長 殿

国土交通省都市局長
(公印省略)

地方公共団体保留地取得資金貸付金貸付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で貸付申請のあった標記貸付金については、下記のとおり貸付けることにしたので、通知する。

- 記
- 1 貸付金額 金 円也
 - 2 償還期日その他の貸付条件は、令和 年 月 日付け 第 号の貸付申請書記載のとおりとする。

番 号
年 月 日

支出官国土交通大臣官房会計課長 殿

住 所
地方公共団体の長

地方公共団体保留地取得資金貸付金支払請求書

本（都道府県、市町村）は、令和 年 月 日付け国都総第 号をもって
貸付決定通知を受けました標記貸付金につきましては、下記のとおり支払い請求します。

記

支払請求金額	金	円也
内訳 (1) 貸付決定を受けた金額		円
(2) 既に交付を受けた金額		円
(3) 今回貸付を受けるまでに支出される金額		円
(4) 次回貸付を受けるまでに支出が見込まれる金額		円
差引 (3) + (4) - (2)		円

(注) 資金振込先を下欄に記入すること。

〇〇銀行〇〇支店 口座番号
口座名義

地方公共団体保留地取得資金貸付金借用証書

金 円也

上記金額は、都市開発資金の貸付に関する法律第1条第4項第5号による法人等に対する貸付事業（以下「事業」という。）に要する資金として確かに借用いたしました。

つきましては、同法及びこれに基づく命令の規定並びに下記事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

記

第1条 借用金は、令和 年 月 日まで据え置き、以後下記のとおり分割して各償還期日までに支払います。

償 還 期 日	償 還 金 額
令和 年 月 日	金 円
令和 年 月 日	金 円
~~~~~	
~~~~~	
合 計	金 円

第2条 法人等に対する貸付事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、国の指定する日までに借用金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条 借用金の償還に当たっては、国の指定する方法で行います。

第4条 借用金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日又は第2条により国が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 法人等が次の各号の一に該当する場合において、法人等から該当することとなった日から30日以内にその旨報告させ、法人等保留地取得資金貸付金の全部又は一部を繰上償還させることとし、第1条にかかわらず、国に対して当該繰上償還額に相当する借用金を国の指定する日までに繰上償還します。

- 一 法人等が法人等保留地取得資金貸付金によって取得した保留地の全部又は一部を他の者に譲渡した場合
- 二 法人等が特別の事由により繰上償還の申込みをした場合

第6条 法人等に対する貸付金の償還が完了するまでの間、法人等が借用金によって取得した保留地の全部又は一部の賃貸又は譲渡をしようとするときは、あらかじめ、法人等保留地取得資金貸付金保留地管理処分計画承認申請書を提出させ、承認を受けさせます。

2 前項のうち譲渡に係るものについて承認しようとするときは、あらかじめ国の承認を受けます。

第7条 国において、次の各号の一に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

一 借入金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は令和 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。

二 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。

三 第1条又は第6条から第13条までの定めを反したとき。

2 国が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借入の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

3 法人等が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は貸付けの条件に違反したため、法人等から加算金を徴収した場合には、その徴収した日の属する月の翌月の末日までに、国からの貸付金に係る部分を国に納付します。

第8条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに国に報告し、その指示に従います。

一 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

二 事業の遂行が困難となった場合

三 貸付計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

四 法人等が資本金等に係る出資者の出資額の変更を行う場合又は行った場合で、貸付けを受けた日からの変更額の総額が資本金等の総額の2割以上となる場合

第9条 地方公共団体保留地取得資金貸付金実績報告書を翌年度の4月30日までに国に提出します。

2 法人等の法人等保留地取得資金貸付金実績報告書の写しを翌年度の4月30日までに国に提出します。

3 国において事業の実績が借入の目的に適合していないと認めて必要な指示をしたときは、その指示に従います。

第10条 法人等に対する貸付金の償還が完了するまでの間、毎年度の6月20日までに法人等保留地取得資金貸付金業務状況報告書に当該法人等の前年度の決算書を添えたものを提出させ、その写しを6月30日までに国に提出します。

第11条 法人等に対する貸付金の償還が完了するまでの間、法人等の住所、名称、代表者、資本金若しくは定款その他重要な事項の変更又は保留地に関する重大な事故が生じた場合には、法人等から速やかにその旨報告させるとともに、速やかに国に報告します。

第12条 国において、債権の保全上必要があると認めて、事業に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は地方公共団体保留地取得資金貸付金の適正な運用を図るため必要な措置を講ずべきことを指示したときは、これに応じ、又は従います。

第13条 法人等に対する貸付契約において、国の債権の管理等に関する法律第36条第1号から第9号までに掲げられた事項に準ずる定めをします。

令和 年 月 日

地方公共団体の長

法人等保留地取得資金貸付金借用証書

金 円也

上記金額は、都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第4項第5号による保留地取得に要する資金として確かに借用しました。

つきましては、同法及びこれに基づく命令の規定並びに下記事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

記

第1条 借付金は、令和 年 月 日まで据え置き、以後下記のとおり分割して各償還期日までに支払います。

償 還 期 日	償 還 金 額
令和 年 月 日	金 円
令和 年 月 日	金 円
合 計	金 円

第2条 保留地取得（以下「取得」という。）に要する資金について当初の予定額を必要としなくなったときは、貴（都道府県、市町村）の指定する日までに借付金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条 借付金の償還に当たっては、貴（都道府県、市町村）の指定する方法で行います。

第4条 借付金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日、第2条により貴（都道府県、市町村）が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 法人等の解散等特別の事由により繰上償還の必要が生じた場合には、当該事由の発生した日から30日以内に貴（都道府県、市町村）にその旨を報告し、第1条にかかわらず、貴（都道府県、市町村）に対して借付金を貴（都道府県、市町村）の指定する日までに繰上償還します。

第6条 借付金によって買い取った土地等について譲渡をした場合には、貴（都道府県、市町村）に対して当該土地等に係る借付金の未償還残高を当該譲渡した日から起算して30日以内に償還します。

2 前項の場合において、借付金に係る土地等の一部について譲渡をしたときは、借付金の総額に借付金によって買い取った土地等の面積に対する当該譲渡をした土地等の面積の割合を乗じて得た額に相当する額が、当該譲渡をした日までに償

還した額と当該譲渡をした日から起算して30日以内に第1条により償還すべきこととされていた償還金との合計額を越える場合に限り、当該越える額を償還します。

- 3 前項による償還を行う場合における貴（都道府県、市町村）に対する借入金の未償還残高の償還は、均等半年賦償還の方法によるものとし、その償還期間は、残存の償還期間（前項までの規定による償還が据置期間中に行われた場合には、残存の据置期間を据置期間として含む。）とします。

第7条 貴（都道府県、市町村）において、次の各号の一に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

- 一 借入金を借入の目的以外の目的に使用したとき又は令和 年 月 日までに借入の目的に使用しないとき。
- 二 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。
- 三 第8条から第18条までの定めを反したとき。

- 2 貴（都道府県、市町村）が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合には、借入の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第8条 借入金の貸付けを受けた日の属する年度内に取得を完了します。

第9条 借入金の償還が完了するまでの間、借入金によって買い取った保留地の全部又は一部の賃貸又は譲渡をしようとするときは、あらかじめ、貴（都道府県、市町村）に保留地管理処分計画書を提出し、承認を受けます。

第10条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに貴（都道府県、市町村）に報告し、その指示に従います。

- 一 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- 二 事業の遂行が困難となった場合
- 三 貸付計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合
- 四 資本金等に係る出資者の出資額の変更を行う場合又は行った場合で、貸付けを受けた日からの変更額の総額が資本金等の総額の2割以上となる場合

第11条 法人等保留地取得実績報告書を翌年度の4月20日までに貴（都道府県、市町村）に提出します。

- 2 貴（都道府県、市町村）において、取得の進捗が不十分であると認め、又は取得の実績が借入の目的若しくは取得計画の内容に適合しないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第12条 借入金の償還が完了するまでの間、毎年度6月20日までに、前年度における法人等の業務の状況について法人等保留地取得資金貸付金業務状況報告書に直近の決算時の法人等の決算書を添えたものを、貴（都道府県、市町村）に提出します。

第13条 借入金の償還が完了するまでの間、住所、名称、代表者、資本金若しくは定款その他重要な事項の変更又は保留地に関する重大な事故が生じた場合には、速やかに貴（都道府県、市町村）に報告します。

第14条 国又は貴（都道府県、市町村）において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、借入金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は借入金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、これに応じ、又は従います。

注) 債権保全の方法により、次のいずれかの欄の規定を用いること。

連帯保証人を立てる場合	担保を設定する場合
<p>第15条 保証人は債務者と連帯して一切の債務を保証します。</p> <p>第16条 債務者又は保証人は、貴（都道府県、市町村）が担保物件の提供を要求したときは、ただちにこれに応じます。</p> <p>2 債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴（都道府県、市町村）の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。</p> <p>第17条 保証人が死亡等により不在となり、若しくは支払い能力の減少等により不適當となった場合又は保証人を変更しようとする場合、速やかに貴（都道府県、市町村）に保証人変更申請書を提出します。</p> <p>2 貴（都道府県、市町村）において、保証人が不適當となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。</p> <p>第18条 本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第16条第1項の担保物件に係る貴（都道府県、市町村）の有する権利が存するときは、ただちに実行されても異議ありません。</p>	<p>第15条 債務者は、貴（都道府県、市町村）に担保物件を提供します。</p> <p>2 債務者は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴（都道府県、市町村）の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。</p> <p>第16条 貴（都道府県、市町村）において、債務者の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の設定、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。</p> <p>第17条 本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第15条第1項の担保物件に係る貴（都道府県、市町村）の有する権利がただちに実行されても異議ありません。</p>

令和 年 月 日

債務者 ○○法人
代表者住所
代表者氏名
保証人
住所
氏名

番 号
年 月 日

地方公共団体の長 殿

国土交通省都市局長
(公印省略)

地方公共団体保留地取得資金貸付金繰上償還請求書

令和 年 月 日付け国都総第 号をもって貸付決定通知を受けた標記の貸付金については、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第4条の19第1項第2号の規定により下記のとおり償還されたい。

記

- 1 繰上償還すべき額 金 円
都市開発資金の貸付けに関する法律施行令第29条第2項の規定により国に納付しなければならない額 金 円
- 2 繰上償還の期日 令和 年 月 日
- 3 繰上償還される貸付金に係る貸付対象地区名及び貸付対象法人等名
○○地区 ○○○○法人
- 4 繰上償還後の貸付金の未償還残高 金 円
- 5 改定償還計画

償還期日	償還金額	償還後未償還残高
令和 年 月 日	金 円	金 円
令和 年 月 日	金 円	金 円
令和 年 月 日	金 円	金 円
合 計	金 円	金 円

番 号
年 月 日

国土交通省都市局長 殿

地方公共団体の長

地方公共団体保留地取得資金貸付金繰上償還申込書

本（都道府県、市町村）は、令和 年 月 日付け国都総第 号をもって貸付決定通知を受けた標記の貸付金について、下記のとおり繰上償還したいので、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第4条の19第2項の規定により申し込みます。

記

- 繰上償還の事由
- 繰上償還の額 金 円
- 繰上償還の期日 令和 年 月 日
- 繰上償還される貸付金に係る貸付対象地区名及び貸付対象法人等名
○○地区 ○○○○法人
- 繰上償還後の貸付金の未償還残高 金 円
- 改定償還計画

償還期日	償還金額	償還後未償還残高
令和 年 月 日	金 円	金 円
令和 年 月 日	金 円	金 円
令和 年 月 日	金 円	金 円
合 計	金 円	金 円

番 号
年 月 日

地方公共団体の長 殿

国土交通省都市局長

地方公共団体保留地取得資金貸付金繰上償還通知書

令和 年 月 日付け国都総第 号をもって貸付決定通知を受けた標記の貸付金については、令和 年 月 日付け第 号による申込みのとおり繰上償還されたく、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第4条の19第3項の規定により下記のとおり通知する。

記

- 繰上償還すべき額 金 円
- 繰上償還の期日 令和 年 月 日
- 繰上償還される貸付金に係る貸付対象地区名及び貸付対象法人等名
○○地区 ○○○○法人
- 繰上償還後の貸付金の未償還残高 金 円
- 改定償還計画

償還期日	償還金額	償還後未償還残高
令和 年 月 日	金 円	金 円
令和 年 月 日	金 円	金 円
令和 年 月 日	金 円	金 円
合 計	金 円	金 円

番 号
年 月 日

国土交通省都市局長 殿

地方公共団体の長

令和 年度地方公共団体保留地取得資金貸付金実績報告書

令和 年 月 日国都総第 号をもって貸付決定通知を受けた標記の事業実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 貸付事業名
○○土地区画整理事業
- 2 国から地方公共団体への貸付金の決定額及びその精算額
貸付決定額 円
貸付金精算額 円
- 3 地方公共団体から法人等への貸付金の決定額及びその精算額
貸付決定額 円
貸付金精算額 円
- 4 貸付事業の成果
別紙の添付書類のとおり

地方公共団体保留地取得資金貸付金精算調書

地区名	法人等名	区 分	貸付決定 の内容 (円)	精 算 の内容 (円)	貸 付 年月日	摘 要
		過年度貸付額				
		〇〇年度保留地取得費				
		貸 付 額				
		過年度貸付額				
		〇〇年度保留地取得費				
		貸 付 額				
合 計						
国からの 借入金						

地方公共団体保留地取得資金貸付金受入調書

区 分		第 回	第 回	合 計	備 考
貸付決定	貸付決定年月日	年 月 日	年 月 日	円	
	貸付決定番号				
	貸付決定額	円	円		
決定の変更	変更年月日	年 月 日	年 月 日	円	
	変更番号				
	変更貸付額	円	円		
決定の取消	取消年月日	年 月 日	年 月 日	円	
	取消番号				
	取消額	円	円		
貸付金受入	受入年月日	年 月 日	年 月 日	円	
	受入額	円	円		

(注) 「第 回」欄は、貸付決定の回数に応じ欄を増減すること。

様式第4-42号

法人等保留地取得資金貸付金実績報告書

1 地方公共団体保留地取得資金貸付金貸付決定通知書の日付け及び文書番号

2 交付年月日及び金額

第1回	令和	年	月	日	円
第 回	令和	年	月	日	円
小計					円
前年度からの繰越額					円
合計					円
当年度中に買い取った土地等の価額 (貸付金による買取り分)					円
次年度繰越額					円

3. 詳細調書

法人名

(単位：m²、千円)

図面対象 番号	土地区画整理 事業の名称	面積 (千m ²)	平均単価 (千円/m ²)	価額 (千円)	貸付限度額 (千円)	借入額(国貸付 額)(千円)	備考
							公募方法： 公募時期： 令和 年 月 日
合 計							

- (注) 1. 取得価額を証明する書類を添付すること。
 2. 備考欄には、公募の方法（公報、掲示のいずれか）、公募時期について記入すること。
 3. 位置図、区域図、取得対象部分を示す図面を添付すること。

様式第 4 - 4 3 号

地方公共団体の長 殿

申請者 ○○法人

代表者氏名

法人等保留地取得資金貸付金保留地管理処分計画承認申請書

法人等保留地取得資金貸付金により取得した保留地について、下記のとおり管理処分計画を承認されたく申請します。

記

管理処分計画

地区名			法人等名			
借入年月日			借入額			
賃貸・譲渡対象保留地面積 (m ²)	取得に要した費用等の額及び内訳	賃貸又は譲渡の別	賃貸・譲渡の相手方	賃貸・譲渡の予定時期・期間	譲渡の価額又は賃料	用途
	円			年月日～ 年月日	円 (円/月)	
賃貸・譲渡価額の算出方法						
その他賃貸・譲渡の条件等						

(注)

1. 「取得に要した費用の額及び内訳」は、それぞれ資金調達用、事務費等、管理等の内訳を記入すること。
2. 「その他賃貸・譲渡の条件等」は、賃貸・譲渡に際して相手方に課す条件等を記入すること。
3. 位置図、区域図、取得対象、賃貸・譲渡の対象を示す図面を添付すること。

法人等保留地取得資金貸付金業務状況報告書（令和 年3月31日現在）

法人名

（単位：m²、千円）

図面 対象 番号	貸付 年度	貸付 金額	取得 面積	取得面積の内訳			賃貸条件、 管理状況等	譲渡の予定	備考
				譲渡済 面積	賃貸中 面積	その他 の面積			
小計									
合計									

- （注） 1. 貸付年度別に区分して記載すること。貸付年度が2年以上にまたがる場合は小計を記載すること。
保留地の各部分の管理状況が分かる図面を添付すること。
2. 「賃貸条件、管理状況等」欄には、賃貸中の土地については賃貸価格、賃貸期間その他の条件を記載し、その他の未処分土地については、現在の利用状況等を記載すること。